

あなたのアイデアで幸手市を盛り上げよう!

幸手市

市制施行40周年記念 市民提案事業募集

追加募集

市民提案事業補助金交付 (追加募集) ガイドブック (募集要項)

きっと、ずっと、幸手



募集期間

令和8年6月1日(月) から6月30日(火)

◆◆◆◆◆◆◆ お問合せ・提出先 ◆◆◆◆◆◆◆

幸手市市制施行40周年記念事業実行委員会事務局

幸手市 総務部 政策課 政策担当 (本庁舎2階)

E-mail: seisaku@city.satte.lg.jp

電話: 0480-43-1111 (内線 242)

受付時間: 平日の午前8時30分~午後5時15分 (土日祝日を除く)



1. 趣旨

幸手市は、令和8年10月1日に市制施行40周年を迎えます。この記念すべき節目の年を市民が一丸となり祝い、幸手市の魅力を再認識するとともに、市の更なる発展の契機とし、市民に愛される「幸手市」を作り上げるために「幸手市市制施行40周年記念事業」を実施します。

そこで、まち全体で40周年を祝うため、市民団体の皆さんから「幸手市市制施行40周年記念事業」の趣旨に賛同し、市の魅力を発信または市民の郷土への愛着を高めるために実施する市民提案事業を募集し、優れた提案のあった団体に対し、事業を実施するための「幸手市市制施行40周年記念事業市民提案事業補助金」を予算の範囲内で交付します。

2. 募集の概要

2-1. 募集事業

幸手市市制施行40周年記念事業市民提案事業

2-2. 募集期間

令和8年6月1日（月）から 6月30日（火）まで

※選考を行うため、先着順ではありません。

2-3. 事業実施期間

令和8年9月1日から 令和9年3月31日（水）まで

※この期間内に実施完了する事業が対象です。

なお、補助の対象となるのは、補助金の交付決定日から令和9年3月31日までの対象となる経費です。

2-4. 対象となる団体

令和8年1月1日時点で設立されている団体で、以下のいずれかに該当する必要があります。

- (1). 市内活動団体：市内に活動拠点があり、構成員の過半数が市内在住・在勤・在学である団体。
- (2). 事業者グループ：市内にある複数の事業所、商店で形成されている団体。

2-5. 対象となる事業

市内で実施され、市内外の人が広く参加できる事業で、以下のいずれかに当てはまる「公益的な事業」が対象です。

- (1). 市内外に幸手市の良さや魅力がPRできる事業
- (2). 40周年記念事業として工夫を凝らし、郷土への愛着が高められる事業
- (3). 40周年記念事業として、市の更なる発展につながる事業

【対象とならない事業】

- ・参加者が特定の市民（会員のみ等）に限定されている事業
- ・宗教活動または政治活動を目的とする事業
- ・その他、社会通念上適切でないと認められる事業

2-6. 補助金額

上限：30万円 ※

（補助対象経費から収益を引いた額の 1/2 以内）

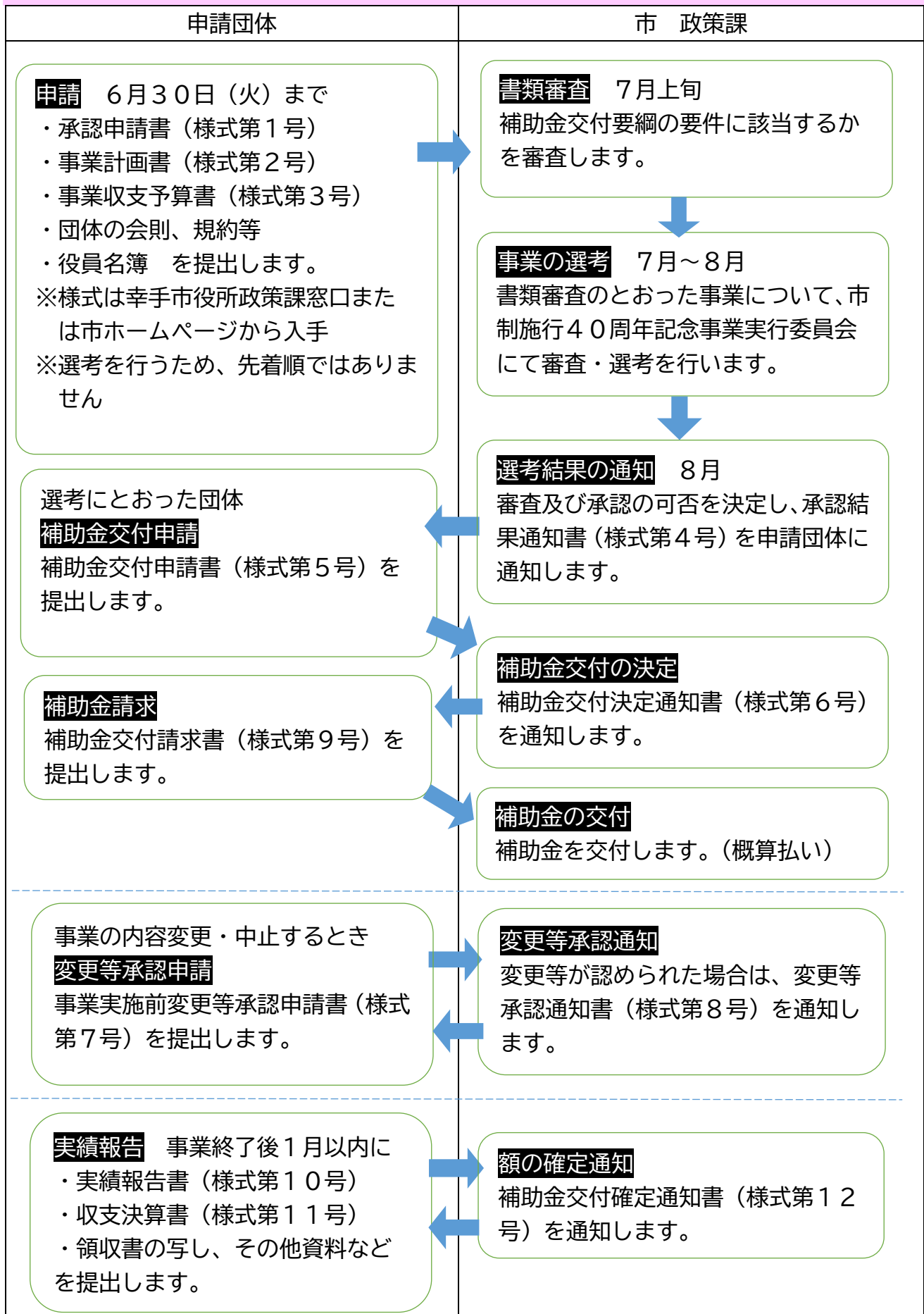
※追加募集であるため、予算額から一次募集で決定した補助金額を差し引いた金額の範囲内での交付となります。

2-7. 補助対象経費

事業を実施するために「直接必要となる経費」が対象です。団体の運営費や親睦費などは対象外です。

科目	補助対象となる経費の内容	補助対象とならない経費の例
報償費	講師、指導者、協力者への報償及び謝礼 (申請団体の役員、スタッフへの人件費は除く)	申請団体の役員やスタッフへの人件費、謝礼
消耗品費	補助対象事業に必要な消耗品の購入に要した経費 (景品、参加賞等も含む)	備品購入費(申請団体の資産となるもの)
食材料費	補助対象事業に必要な飲食物の購入に要した経費	会議の弁当代、懇親会費
印刷製本費	補助対象事業のPRに必要なパンフレット、ポスター等の印刷費	-
使用料及び賃借料	補助対象事業にて利用する施設の使用料、バスの借上料、使用する機器等のリース料	申請団体の事務所家賃
通信運搬費	補助対象事業に係る通知、資料等の送付に要する費用	申請団体の経常的な通信費
保険料	補助対象事業に必要とするイベント保険料等	-
委託料	補助対象事業に必要とする警備、設営等の委託料	-
その他	その他補助対象事業に必要な経費で、市長が必要かつ適切であると認めるもの	領収書のない経費、用途不明な経費

3. 申請から交付までの流れ



4. 審査のポイント

書類審査で要件を満たしている事業について、以下の指標で評価・選考されます。

① 団体の評価

- ・公益性はあるか
- ・社会貢献度は高いか。

②事業の評価

- ・公共性（広く市民に開かれているか）
- ・実現性（無理のない計画か）
- ・発想力（40周年にふさわしい工夫があるか）
- ・事業の効果（魅力発信や愛着向上につながるか）



5. Q&A

Q. 団体のメンバーだけで行う親睦会は対象になりますか？

A. 対象になりません。参加者が特定の市民に限定されず、広く市民が参加できる事業である必要があります。

Q. 申請団体のメンバーに謝礼や日当を払えますか？

A. 払えません。自分たち（役員、スタッフ）への人件費は補助対象外です。

Q. 参加費を徴収するなど、有料で行う事業は対象になりますか？

A. 参加費を徴収する事業も対象となります。ただし、特定の個人、団体、企業等の営利又は宣伝を目的とする事業は対象となりません。

Q. すでに恒例となっているような事業（慣行的な事業）は対象になりますか？

A. 毎年実施している恒例事業については、これまでの取組に新しい要素を取り入れるなど、内容を拡大・充実させた事業の提案をお願いします。既に実施している事業については、対象となりません。

Q. 団体の運営にあたり補助金をもらっていますが、申請できますか？

A. 当補助金は事業を対象としているため、実施しようとする事業に対して他の補助金が充当されていなければ申請することができます。

Q. 同じ団体から複数の事業を申請できますか？

A. 同団体で複数の事業を申請することはできません。

Q. 事業内容を途中で変更できますか？

A. 事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。また、大幅な変更などの場合は、必要に応じて審査会委員の意見を求めて、審査する必要があります。事業の中止・廃止についても同様の手続きが必要になります。事業内容を変更する必要があると判明した時点で、速やかに事務局にご相談ください。

Q. 当初の計画より事業費が多くなってしまった場合、どうなりますか？

A. 採択された補助金額が上限となりますので、その上限額を超えた部分は、団体が負担することになります。また、当初の計画より支出が少なくなった場合は、補助金額は減額となります。

Q. 事業終了後はどうすればよいですか？

A. 事業が終了したときは、事業完了後1ヶ月以内に、「補助金実績報告書」等を提出してください。

※提出書類

①実績報告書（様式10号）、②事業収支決算書（様式第11号）、③領収書等支払いを証明するものの写し、④事業の実施状況が確認できる書類（写真、チラシ等）など

Q. 補助金はどうやって受け取るのですか？

A. 団体名の入った口座に振込します。団体代表者の個人名義の口座や、申請団体と異なる団体の口座には振込できません。

※申請の際は必ず「幸手市市制施行40周年記念事業市民提案事業補助金交付要綱」の全文をご確認ください。要綱は市ホームページより閲覧できます。

<https://www.city.satte.lg.jp/soshiki/seisaku/CityAnniversaryProject/40thAnniversary/index.html>

